

各位

一般社団法人岩手県建築士事務所協会  
会長 佐々木 章

岩手県知事指定「建築士事務所の管理のための岩手県指定講習会」  
及び「開設者研修会」受講のご案内

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本講習会は、建築士法第27条の2第7項の規定に基づき、開設者及び管理建築士等の継続的な資質の維持向上や高い倫理の保持等を図り、建築士事務所の業務の適正化を推進することを目的として、開設者及び建築士事務所管理建築士を対象に年1回開催されるものです。

岩手県は、平成2年3月30日、「岩手県建築士事務所指導要領」を制定し、建築士事務所登録申請に際し、一年以内の本講習会の受講証明書の写しの添付を要請しております。

つきましては、該当される建築士事務所の方々には上記ご了承のうえ本講習会を受講されますようご案内申し上げます。

なお、受講申込みにあたり、別紙実施要項をご参照のうえ手続きを進められますようお願いいたします。

#### 記

- 同封資料
1. 令和4年度実施要項
  2. 受講申込書
  3. 郵便振替払込用紙

コロナ感染症予防への対策は次の通りとなりますのでご協力よろしくお願いいたします。

- 1 当日には体温を測り発熱等の風邪症状がみられる場合は受講を見合わせて下さい。
- 2 受講にあたっては、マスクの着用・手指の消毒・咳エチケットの励行など感染症予防対策にご協力下さい。(消毒液は会場入り口に設置しております)
- 3 換気対策について  
会場では、機械換気を行っておりますが、状況により休憩時間等に窓等を開放し自然換気を行う場合があります。
- 4 離間距離の確保について  
受講者数を制限して可能な限り受講者の離間距離を確保しています。休憩時間についても一定の距離を保つようお願いいたします。
- 5 講師にはマスク着用のうえ、演台にパーテーションを立て前列と一定の距離を取り講義いたします。